

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

- 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）……………二
- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）……………二
- 東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災管理課）……………三
- 東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都新型コロナウイルスエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局総合防災部防災対策課）……………四
- 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部疾病対策課）……………四
- 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）……………五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）……………五
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全全部環境保健課）……………六
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課）……………六

訓令

- 東京都臨海地域開発事業及び港湾事業に係る行政財産使用料及び財産の無償貸付け等に関する規則の一部を改正する規則……………（港湾局総務部財務課）……………六
- 東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則……………（港湾局臨海開発部誘致促進課）……………七
- 東京都臨海副都心共同溝管理規則の一部を改正する規則……………（同）……………七

告示

- 宿日直勤務規程の一部改正……………（総務局人事部職員支援課）……………七
- 東京都事案決定規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）……………七
- 東京都の標準的な職を定める規程の一部改正……………（同）……………八
- 東京都土地利用基本計画の変更……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………八
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（都市整備局都市基盤部街路計画課）……………八
- 都市計画事業の認可（二件）……………（同）……………八
- 東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………九
- 都営住宅の廃止……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………九
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）……………九
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）……………九
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………（同）……………四
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）……………五
- 都営住宅の駐車場の設置……………（同）……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………五
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（同）……………七
- 令和四年度非常勤職員の第一種報酬の額……………（福祉保健局総務部職員課）……………九
- 救急医療機関の認定及び協力申出の撤回……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）……………九
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止並びに指定障害者支援施設の辞退……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）……………九
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………（同）……………三

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定……………(同)…三
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………(福祉保健局健康安全全部健康安全課)…三
- 令和三年度東京都告示第八百九十六号(東京都道路占用規則による徴収単価)の廃止……………(建設局道路管理部監察指導課)…三
- 東京都道路占用規則による徴収単価……………(同)…三
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)…三
- 港湾施設の供用中止……………(港湾局港湾経営部経営課)…三

規 則 (人)

- 公益的法人等への東京都職員派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………三

公 告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…三

雑 報

- 昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部改正……………(東京都職員共済組合)…三

規 則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十七号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則(平成二十八年東京都規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人地方債協会 一般財団法人東京学校支援機構」を「一般財団法人地方債協会」に、「公益

財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、公益財団法人東京都保健医療公社

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、公益財団法人東京都保健医療公社

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、公益財団法人東京都保健医療公社

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、公益財団法人東京都保健医療公社

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、公益財団法人東京都保健医療公社

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行し、この規則(別表中「一般財団法人地方債協会

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百五十八号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表環境部の部地球環境エネルギー部の項中「地球環境エネルギー部」を「気候変動対策部」に、「次世代エネルギー推進課」を「家庭エネルギー対策課」に改め、同表産業労働局の部金融部の項の次に次のように加える。

産業・エネルギー政策部

計画課

事業者エネルギー推進課

新エネルギー推進課

第九条第四項中「政策企画局に」の下に「戦略広報調整及び」を加える。

第十四条中第十四項を第十五項とし、第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 戦略広報調整監は、広報及び広聴並びに報道に関する事務につき、政策企画局長を補佐し、これらの事務を整理する。

第二十五条の表地球環境エネルギー部の部中「地球環境エネルギー部」を「気候変動対策部」に改め、同部総量削減課の項に次の一号を加える。

二 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に関すること。

第二十五条の表地球環境エネルギー部の部地域エネルギー課の項第二号中「家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減」を「地域におけるエネルギーの有効利用」に改め、同項第三号を削り、同部次世代エネルギー推進課の項を次のように改める。

家庭エネルギー対策課

一 家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に関すること。

二 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。

第二十五条の表環境改善部の部自動車環境課の項第三号及び第七号中「他の」の下に「局及び」を加える。

第二十七条の表金融部の項の次に次のように加える。

産業・エネルギー政策部

計画課

一 都内企業の持続的な成長に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。

二 エネルギーの確保・利用等に係る企画、調査及び調整に関すること。

三 部内他の課に属しないこと。

事業者エネルギー推進課

一 事業者における省エネルギー、再生可能エネルギー等の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

新エネルギー推進課

一 事業者における水素エネルギー及びゼロエミッションビークルの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

二 事業者における新エネルギーの推進に係る企画、調査、調整及び技術開発の支援に関すること。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十九号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則（平成十年東京都規則第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、病院経営本部」を削る。

別表福祉保健局の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。

別表病院経営本部の項を削る。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十八年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一福祉保健局の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。

別表第一病院経営本部の項を削る。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都新型コロナウイルス等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十一号

東京都新型コロナウイルス等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都新型コロナウイルス等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一福祉保健局の項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。
別表第一病院経営本部の項を削る。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十二号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表福祉保健局（福祉保健局長）の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。

第八条第一項の表病院経営本部（病院経営本部長）の項を削る。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十三号

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「(以下「契約医療機関等」という。)及び東京都が開設する病院(以下「都立病院等」を「及び東京都が開設する医療機関(以下これらを「契約医療機関等」に改める。

第十六条第一項及び第十七条中「、都立病院等」を削る。

別記第十七号様式裏、第十九号様式裏及び第二十一号様式裏中「都立病院」を「東京都が開設する医療機関」に改める。

別記第二十二号様式裏中「都立病院」を「東京都が開設する医療機関」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十四号

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第一項第一号中「第一号及び第三号」を削り、「医療機関(以下「契約医療機関」という)を「契約医療機関等(病院又は診療所に限る。次項において同じ)に改め、同条第二項中「契約医療機関」を「第二十五条に規定する契約医療機関等」に改める。

第二十五条中「次の各号に掲げるものを」「東京都と契約を締結した医療機関等及び東京都が開設する医療機関(以下これらを「契約医療機関等」という。)」に改め、同条各号を削る。

第二十六条中「前条に規定する病院若しくは診療所又は薬局」を「契約医療機関等」に改める。

別記第十八号様式(裏中「都立病院」を「東京都が開設する医療機関」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則別記第十八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十五号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一(一)中「255,300円」を「その月におけるその児童等に係る費用の支弁額」に改める。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の

一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年

東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「（以下「契約医療機関等」という。）及び東京都が開設する病院（診療所を含む。以下「都立病院等」を「及び東京都が開設する医療機関（以下これらを「契約医療機関等」に改める。

第二十一条第一項中「及び都立病院等」を削る。

第二十二条中「医療機関等」を「契約医療機関等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の

一部を改正する規則

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（裏面）中「又は都立病院」を「等又は東京都が開設する医療機関」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「又は都立病院」を削る。

第二十六条中「及び都立病院」を削る。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都臨海地域開発事業及び港湾事業に係る行政財産使用料及び財産の無償貸付け等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京都臨海地域開発事業及び港湾事業に係る行政財産使用料及び財産の無償貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業及び港湾事業に係る行政財産使用料及び財産の無償貸付け等

に関する規則(平成十三年東京都規則第百一十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第一条第一項第九号」を「第一条第一項第八号」に、「同項第十号」を「同項第九号」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十号

東京都臨海地域開発規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発規則(平成十三年東京都規則第八十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第一条第一項第九号及び第十号」を「第一条第一項第八号及び第九号」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

東京都臨海副都心共同溝管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十一号

東京都臨海副都心共同溝管理規則の一部を改正する規則

東京都臨海副都心共同溝管理規則(平成十三年東京都規則第百五十八号)の一部を次のように改正する。
第一条中「第一条第一項第九号」を「第一条第一項第八号」に改める。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第五十九号

宿日直勤務規程(平成七年東京都訓令第九号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項中「、病院経営本部長」を削る。

第六条第三項及び別表第一中「病院」を「病院等」に改める。

別表第二中 「東京都立病院」を「東京都立療育医療センター」に改める。

附則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。

●東京都訓令第六十号

東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正する。
令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

第八条第二項の表及び第十条第一項の表中「次長」の下に「、戦略広報調整監」を加える。

第十一条第一項の表及び同条第三項中「技監」の下に「、戦略広報調整監」を加える。
第十三条の表中「次長」の下に「、戦略広報調整監」を加える。

庁 中 一 般
支 業 所
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

附則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。

●東京都訓令第六十一号

庁 中 一 般
支 庁
事 業 所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都の標準的な職を定める規程(平成二十八年東京都訓令第六十一号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

第二条第一項の表一の部一の項中「理事」の下に「戦略広報調整監」を加え、同部二の項中「事務局長(都立病院に限る。)」を削り、同部三の項中「都立病院、」及び「技師長(都立病院に限る。)、事務局長(都立神経病院に限る。)」を削り、同部四の項中「都立病院、」を削り、同表二の項中「都立病院、」を削る。

附則

この訓令は、令和四年七月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第九百八十八号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)に基づく東京都土地利用基本計画を変更したので、同法第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、右の内容については、東京都都市整備局都市づくり政策部において閲覧することができる。

令和四年六月三十日

東京都土地利用基本計画変更の要旨
青梅市、稲城市及びあきる野市における森林地域の一部を変更した。

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成六年東京都告示第千四十七号昭島都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 昭島市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭島都市計画道路事業三・四・一号昭島中央線
- 三 事業施行期間 平成六年九月七日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第九百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第四十三号線
- 三 事業施行期間 令和四年六月三十日から令和十一年三月三十一日まで

<p>●東京都告示第九百九十四号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三 条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の</p>	<p>名称 位置 長房南アパート (50、51号棟) 八王子市長房町五百二十番地 中層耐火 三五・七平方メートル 八〇戸 長房南アパート (52号棟) 同右 三六・四平方メートル 三二戸 長房南アパート (53号棟) 同右 三五・七平方メートル 四〇戸 長房南アパート (54号棟) 同右 三六・四平方メートル 三二戸</p>	<p>四 事業地 収用の部分 大田区仲池上二丁目地内 使用の部分 なし</p> <p>●東京都告示第九百九十一号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一 項の規定に基づき立川都市計画道路路事業を認可したので、 同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。 令和四年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子 一 施行者の名称 武蔵村山市 二 都市計画事業の 立川都市計画道路路事業三・四・三十 種類及び名称 九号武蔵砂川駅複線 三 事業施行期間 令和四年六月三十日から令和九年三</p>
<p>ように変更し、令和四年七月一日から実施するので、同条 第三項の規定により、告示する。 令和四年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<p>構造及び規模 戸数 三五・七平方メートル 八〇戸 三六・四平方メートル 三二戸 三五・七平方メートル 四〇戸 三六・四平方メートル 三二戸</p>	<p>四 事業地 月三十一日まで 収用の部分 武蔵村山市学園一丁目及び複三丁 目各地内 使用の部分 武蔵村山市学園一丁目及び複三丁 目各地内</p> <p>●東京都告示第九百九十二号 東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九 号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生 する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定した ので、告示する。 なお、関係図書は、東京都都市整備局市街地建築部に備 え置いて一般の縦覧に供する。</p>
		<p>令和四年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p> <p>区市 指定する区域 練馬区 田柄一丁目、田柄二丁目、田柄三丁目、田柄四 丁目、光が丘二丁目、富士見台一丁目、富士見 台二丁目、南田中三丁目、下石神井二丁目、下 石神井五丁目及び下石神井六丁目各地内</p> <p>附 則 この告示は、令和四年七月一日から施行する。</p> <p>●東京都告示第九百九十三号 次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に より、告示する。 令和四年六月三十日 東京都知事 小 池 百合子</p>

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート(4号棟)		42.2	1	39,600	107,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(13号棟)		33.8	1	28,200	73,400
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(21号棟)		38.8	1	32,700	78,400
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)		36.3	1	30,600	78,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(30号棟)		40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)		40.1	1	33,800	86,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)		40.1	1	34,200	82,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(11号棟)		40.3	2	35,000	84,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)		34.4	2	29,200	51,200
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)		42.2	2	36,100	64,600
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)		37.3	1	33,200	68,300
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)		34.3	20	25,300	35,000
一般都営	高層耐火	下谷二丁目アパート(12-10号棟)		35.4	10	28,200	38,900
一般都営	高層耐火	根岸五丁目アパート(11号棟)		34.3	1	27,100	42,100
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(36号棟)		37.8	1	25,800	47,500
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)		42.2	1	29,800	52,600
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(9号棟)		59.7	1	43,700	65,100
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(3号棟)		59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート(5号棟)		59.7	1	43,900	66,000
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)		55.9	2	40,600	74,400
一般都営	高層耐火	北砂六丁目アパート(14号棟)		55.9	1	47,200	87,000
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(23号棟)		36.6	1	28,600	53,000
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(1号棟)		34.3	1	27,600	52,100
一般都営	高層耐火	北砂二丁目第3アパート(1号棟)		39.5	1	31,600	54,800
一般都営	高層耐火	亀戸九丁目アパート(2号棟)		51.2	20	42,600	68,700
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート(1号棟)		32.6	1	25,100	39,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(16号棟)		36.5	2	28,800	39,500
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)		59.6	2	49,900	85,300
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)		59.6	1	49,900	85,300
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)		59.6	14	50,300	72,500
一般都営	中層耐火	上用賀六丁目アパート(2号棟)		55.9	1	46,700	97,900
一般都営	中層耐火	北島山一丁目アパート(1号棟)		59.6	1	50,000	104,800
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(2号棟)		55.9	1	43,900	72,800

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(5号棟)		51.0	1	40,100	66,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(8号棟)		52.4	1	41,200	68,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(10号棟)		52.4	1	41,200	68,300
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(11号棟)		36.7	1	30,700	81,500
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(54-1号棟)		38.7	1	32,900	56,800
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-6号棟)		38.7	1	32,900	56,800
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート(1号棟)		37.9	2	32,700	77,000
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-2号棟)		34.3	24	32,300	98,600
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2-3号棟)		34.3	22	32,300	98,600
一般都営	中層耐火	笹塚三丁目アパート(2号棟)		39.0	1	33,300	87,600
一般都営	中層耐火	方南二丁目アパート(10号棟)		42.3	1	32,200	73,900
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)		37.9	1	28,000	46,000
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(4号棟)		39.0	1	29,100	65,400
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(4号棟)		39.0	1	28,600	65,400
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(1号棟)		51.2	1	43,200	76,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(3号棟)		51.2	16	43,200	76,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート(4号棟)		51.2	20	43,200	76,000
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(6号棟)		55.9	10	44,600	79,600
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)		48.1	4	38,700	65,000
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)		48.1	11	38,500	68,100
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(2号棟)		55.9	7	45,200	84,400
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(3号棟)		48.1	5	38,900	72,700
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(4号棟)		59.6	2	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(5号棟)		59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(8号棟)		59.6	1	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(9号棟)		59.6	2	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(10号棟)		59.6	4	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(11号棟)		59.6	2	48,700	95,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(1号棟)		59.6	9	48,300	94,300
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)		66.0	1	53,500	104,400
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(2号棟)		51.0	9	41,300	80,700
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)		59.6	10	48,300	94,300
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(4号棟)		59.6	1	48,300	94,300

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	王子本町アパート (16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	13	29,200	56,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート (16号棟)	北区滝野川3-80	42.2	1	33,500	52,400
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート (10号棟)	北区赤羽西5-7	40.6	1	31,900	49,800
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (1号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	6	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (2号棟)	北区赤羽北3-7	51.0	5	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	8	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (6号棟)	北区赤羽北3-11	51.0	11	40,900	78,600
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	10	41,100	78,900
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (5号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	10	41,100	78,900
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (8号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	2	48,300	92,700
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	2	41,500	79,200
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (9号棟)	北区赤羽北3-14	51.0	5	41,300	79,400
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (7号棟)	北区赤羽北3-13	59.6	7	48,800	97,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート (21号棟)	荒川区東日暮里1-17	34.3	1	24,500	43,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (1号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	32,900
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	32,900
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート (9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	38,200
一般都営	中層耐火	東大泉三丁目アパート (1号棟)	練馬区東大泉3-53	59.6	3	47,300	100,200
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	7	39,600	79,400
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート (3号棟)	練馬区春日町5-28	51.0	2	39,700	74,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート (3号棟)	練馬区春日町5-28	51.0	2	39,900	76,100
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (2号棟)	練馬区春日町5-29	51.2	18	40,000	78,500
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町4-14	48.1	1	37,400	75,000
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (1号棟)	練馬区平和台2-45	55.9	1	44,700	97,900
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (2号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	4	47,700	104,400
一般都営	中層耐火	平和台二丁目アパート (3号棟)	練馬区平和台2-45	59.6	2	47,700	104,400
一般都営	中層耐火	早宮三丁目アパート (3号棟)	練馬区早宮3-39	55.9	2	43,700	92,200
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目第2アパート (3号棟)	練馬区石神井台7-21	51.0	1	39,900	80,400
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート (1号棟)	練馬区貫井1-8	55.9	6	43,200	84,600
一般都営	中層耐火	貫井一丁目アパート (2号棟)	練馬区貫井1-8	55.9	7	43,200	84,600
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート (1号棟)	練馬区貫井2-18	59.6	2	47,000	95,500
一般都営	中層耐火	貫井二丁目アパート (2号棟)	練馬区貫井2-18	55.9	1	44,100	89,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート (8号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,200	50,700

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	南田中アパート (4号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	49,700
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート (1号棟)	練馬区石神井台7-20	48.1	2	37,300	71,600
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート (1号棟)	練馬区石神井台7-20	55.9	5	43,400	83,200
一般都営	中層耐火	石神井台七丁目アパート (2号棟)	練馬区石神井台7-19	55.9	2	43,400	83,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (3号棟)	練馬区春日町4-12	48.1	1	37,600	75,300
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第2アパート (1号棟)	練馬区貫井1-25	55.9	3	43,800	87,900
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート (1号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	4	44,100	90,200
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート (2号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	90,200
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (22号棟)	練馬区旭町1-33	61.3	1	48,600	100,000
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (3号棟)	足立区保木間5-32	59.6	1	42,600	74,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (1号棟)	足立区六月2-24	55.9	1	40,100	70,500
一般都営	中層耐火	扇一丁目第2アパート (2号棟)	足立区扇1-41	61.5	1	45,900	89,100
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート (2号棟)	足立区六月2-8	59.6	1	43,000	73,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (2号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	36,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (1号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (1号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,800	42,800
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,500	39,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,200
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート (11号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	22,600	38,200
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (11号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,100	42,800
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (1号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,600	38,300
一般都営	高層耐火	上沼田第3アパート (1号棟)	足立区江北7-13	37.9	1	25,600	40,600
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート (3号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,200	41,100
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (5号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (8号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (13号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	23,900	38,200
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (1号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,300	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (6号棟)	足立区花畑8-4	38.3	1	25,700	38,700
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (1号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	27,900	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート (2号棟)	足立区花畑2-11	39.0	1	26,400	44,200
一般都営	高層耐火	舎人町アパート (1号棟)	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	42,900
一般都営	中層耐火	南花畑五丁目アパート (2号棟)	足立区南花畑5-14	60.9	1	43,500	74,800

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート(7号棟)		55.9	1	39,700	68,100
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第2アパート(1号棟)		51.2	4	37,500	67,400
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート(11号棟)		43.9	7	32,300	59,500
一般都営	中層耐火	亀有四丁目アパート(12号棟)		51.0	6	37,300	70,600
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(2号棟)		55.9	3	41,000	70,500
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)		48.1	2	35,300	60,700
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(3号棟)		55.9	1	41,000	70,500
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(1号棟)		55.9	2	40,800	70,500
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート(2号棟)		59.6	1	45,000	87,800
一般都営	中層耐火	青戸七丁目第2アパート(1号棟)		55.9	2	42,700	88,100
一般都営	中層耐火	青戸七丁目アパート(1号棟)		59.6	1	45,400	92,400
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート(2号棟)		55.9	1	42,800	90,300
一般都営	中層耐火	西新小岩三丁目アパート(7号棟)		51.0	2	37,900	57,200
一般都営	中層耐火	亀有四丁目第2アパート(13号棟)		51.0	1	37,500	72,900
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(4号棟)		55.9	1	42,400	84,500
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)		51.0	1	37,500	67,500
一般都営	中層耐火	北小岩六丁目アパート(12号棟)		55.9	1	43,000	74,600
一般都営	中層耐火	南小岩四丁目アパート(19号棟)		55.9	3	43,300	77,700
一般都営	中層耐火	北小岩一丁目アパート(5号棟)		55.9	18	43,800	81,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)		37.9	1	27,800	50,100
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)		33.4	1	24,500	41,700
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(13号棟)		37.9	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)		37.9	1	27,800	50,100
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(1号棟)		39.0	7	28,900	41,200
一般都営	中層耐火	東小松川二丁目アパート(2号棟)		42.3	1	31,400	44,700
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)		55.9	1	44,500	89,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(5-2号棟)		62.1	1	33,700	63,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(9-3号棟)		62.1	1	35,800	71,100
一般都営	中層耐火	長房西アパート(5-1号棟)		51.0	7	26,800	46,600
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(1号棟)		60.9	10	33,300	63,400
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(2号棟)		60.9	9	33,300	63,400
一般都営	中層耐火	大和田七丁目アパート(3号棟)		60.9	7	33,800	64,800
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(1号棟)		48.1	8	28,600	61,700

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	羽衣町一丁目アパート(2号棟)		55.9	3	33,800	72,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(59号棟)		42.3	1	23,200	42,800
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)		50.9	1	27,900	56,800
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(2号棟)		60.9	3	35,000	71,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(1号棟)		60.9	4	35,000	71,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(3号棟)		60.9	6	35,000	71,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(4号棟)		55.9	6	32,700	65,800
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(5号棟)		62.1	1	36,300	73,100
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート(5号棟)		55.9	2	32,700	65,800
一般都営	中層耐火	関前四丁目アパート(1号棟)		55.9	1	41,700	86,200
一般都営	中層耐火	境一丁目アパート(13号棟)		62.1	1	48,000	113,000
一般都営	中層耐火	境一丁目アパート(14号棟)		62.1	2	48,000	113,000
一般都営	中層耐火	境一丁目アパート(11号棟)		55.9	1	43,200	101,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(3号棟)		55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(5号棟)		55.9	1	42,600	95,500
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)		62.1	2	47,700	106,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(17号棟)		55.9	5	42,300	97,300
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(2号棟)		60.9	2	45,900	103,900
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(1号棟)		48.1	1	35,500	79,000
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(4号棟)		51.0	1	37,100	77,200
一般都営	中層耐火	上連雀六丁目アパート(5号棟)		55.9	1	41,900	92,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(2号棟)		55.9	1	40,900	82,600
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(4号棟)		55.9	2	41,100	83,500
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(6号棟)		55.9	1	41,100	83,500
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(1号棟)		36.4	1	25,600	54,300
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)		51.2	1	36,100	56,500
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)		43.9	1	31,000	57,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(1号棟)		51.0	1	37,100	76,000
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(1号棟)		51.0	1	30,700	66,600
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(3号棟)		59.6	2	35,900	77,900
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(4号棟)		59.6	5	36,400	83,200
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)		62.1	1	39,000	88,100
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(1号棟)		58.1	1	35,500	84,600

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート (3号棟)	府中市天神町2-10	62.1	1	39,900	92,400
一般都営	中層耐火	府中幸町二丁目アパート (1号棟)	府中市幸町2-47	62.1	2	38,800	91,100
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目アパート (2号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	73,800
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート (3号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,500	76,700
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート (1号棟)	昭島市玉川町1-8	42.6	1	20,100	46,600
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート (1号棟)	調布市富士見町4-6	51.0	1	30,700	71,400
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,400	82,700
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート (5号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,400	82,700
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (3号棟)	調布市深大寺町8-24	62.1	1	37,700	93,000
一般都営	中層耐火	調布深大寺町アパート (4号棟)	調布市深大寺町8-24	62.1	1	37,700	93,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (2号棟)	調布市染地3-3	48.1	2	27,700	63,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (3号棟)	調布市染地3-3	48.1	5	27,700	63,200
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (4号棟)	調布市染地3-3	51.0	9	29,400	67,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (5号棟)	調布市染地3-3	51.0	5	29,400	67,000
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (6号棟)	調布市染地3-3	55.9	2	32,200	73,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (7号棟)	調布市染地3-3	55.9	6	32,200	73,400
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (8号棟)	調布市染地3-3	55.9	4	32,700	73,400
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (3号棟)	町田市中町4-8	59.6	2	35,200	77,400
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	63,500
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (9号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	59,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,200	64,400
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (1号棟)	町田市山崎町840	55.9	7	29,300	51,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (2号棟)	町田市山崎町840	55.9	3	29,300	51,300
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (3号棟)	町田市山崎町840	60.9	4	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (4号棟)	町田市山崎町840	60.9	4	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (5号棟)	町田市山崎町840	60.9	2	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (6号棟)	町田市山崎町840	60.9	11	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (7号棟)	町田市山崎町840	60.9	7	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (8号棟)	町田市山崎町840	60.9	7	32,000	55,900
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート (1号棟)	小金井市中町2-1	61.3	2	39,100	97,800
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート (2号棟)	小金井市中町2-1	61.3	2	39,100	97,800
一般都営	中層耐火	小金井東町四丁目アパート (2号棟)	小金井市東町4-30	62.1	1	40,300	100,800
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目第2アパート (5号棟)	小金井市東町3-10	55.9	1	35,500	87,300

種 類	構 造 名	称 位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)	
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート (2号棟)	東村山市萩山町2-13	61.3	1	37,200	79,600
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	44,400
一般都営	中層耐火	国分寺西町一丁目アパート (1号棟)	国分寺市西町1-2	48.1	2	28,600	64,600
一般都営	中層耐火	国分寺西町一丁目アパート (2号棟)	国分寺市西町1-2	59.6	2	34,900	79,600
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート (2号棟)	国分寺市南町3-9	59.6	1	38,000	103,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,200	83,000
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート (7号棟)	西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	86,300
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート (1号棟)	西東京市南町1-2	48.1	1	28,600	64,900
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (1号棟)	西東京市南町4-23	55.9	6	33,600	79,200
一般都営	中層耐火	田無南町四丁目アパート (2号棟)	西東京市南町4-22	48.1	3	28,900	68,200
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町1-7	64.2	1	39,500	88,500
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (1号棟)	西東京市西原町1-7	48.1	4	29,600	66,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (2号棟)	西東京市西原町1-7	60.2	2	37,000	83,000
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (4号棟)	西東京市西原町1-7	56.8	5	34,900	78,300
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (3号棟)	西東京市西原町1-7	51.1	1	31,400	70,500
一般都営	中層耐火	西原町一丁目アパート (5号棟)	西東京市西原町1-7	55.9	1	34,400	77,000
一般都営	中層耐火	田無芝久保五丁目アパート (3号棟)	西東京市芝久保町5-1	51.0	3	29,000	63,000
一般都営	中層耐火	田無芝久保三丁目アパート (3号棟)	西東京市芝久保町3-3	60.2	1	37,100	81,300
一般都営	中層耐火	東野川二丁目アパート (2号棟)	狛江市東野川2-17	51.0	1	32,500	74,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート (1号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (2号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート (3号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,600
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート (2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,200
一般都営	中層耐火	東久留米八幡町第3アパート (2号棟)	東久留米市八幡町2-14	55.9	1	31,700	59,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	2	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (5-2-11号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (4-3-8号棟)	多摩市諏訪4-3	37.7	1	17,400	30,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地 (3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	30,800	61,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン落合団地 (4-4-6号棟)	多摩市落合4-4	51.1	1	25,800	38,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-1号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	5	21,400	31,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	63.0	2	32,000	47,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地 (6-1-2号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	6	21,400	31,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地 (3-2-6号棟)	多摩市貝取3-2	60.9	1	32,700	58,200
一般都営	中層耐火	稲城第2アパート (3号棟)	稲城市大丸82	42.3	1	22,200	50,500

●東京都告示第九百九十五号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により、告示する。
 令和四年六月三十日
 東京都知事 小池百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
立川一番町五丁目アパート(5号棟)	立川市一番町五丁目八番地の十二	中層耐火 三四・六平方メートル	一〇戸	二七、三〇〇円	六三、六〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	三〇戸	三一、九〇〇円	七四、三〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	二五戸	三七、七〇〇円	八七、九〇〇円
同右	同右	同右 同右	五戸	同右	八八、〇〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	一〇戸	四五、三〇〇円	一〇五、四〇〇円
立川一番町五丁目アパート(10号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	二〇戸	二七、三〇〇円	六三、七〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	同右	三一、九〇〇円	七四、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	五戸	三七、七〇〇円	八八、一〇〇円
同右	同右	同右 五七・三平方メートル	同右	四五、三〇〇円	一〇五、五〇〇円
北鳥山二丁目アパート(1号棟)	世田谷区北鳥山二丁目九番	高層耐火 三四・六平方メートル	六二戸	三二、〇〇〇円	六五、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二六戸	三七、四〇〇円	七六、一〇〇円
同右	同右	同右 四八・〇平方メートル	九戸	四四、四〇〇円	九〇、四〇〇円
同右	同右	同右 五七・五平方メートル	同右	五三、二〇〇円	一〇八、三〇〇円
同右	同右	同右 三四・六平方メートル	五三戸	三二、〇〇〇円	六五、二〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	九戸	三七、四〇〇円	七六、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・二平方メートル	一二戸	四三、七〇〇円	八九、二〇〇円
同右	同右	同右 五七・六平方メートル	同右	五三、三〇〇円	一〇八、五〇〇円

●東京都告示第九百九十六号
 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、第三条第二項及び第七十一条において準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営

再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和四年七月一日から実施するので、第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート (3号棟)	新宿区大久保3-13	34.8	1	28,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート (15号棟)	台東区橋場2-16	51.2	1	39,600
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート (52-2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,100
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート (25号棟)	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,900
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (1号棟)	北区浮間1-12	63.1	1	50,800
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート (1号棟)	北区浮間1-12	48.1	1	38,700
改良	中層耐火	堀船三丁目第2アパート (1号棟)	北区堀船3-1	33.4	1	24,700
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート (3号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	35,800
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート (10号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,400
改良	中層耐火	西保木間三丁目アパート (2号棟)	足立区西保木間3-2	33.4	1	22,200
改良	高層耐火	昭島玉川町アパート (2号棟)	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,000
改良	中層耐火	昭島玉川町アパート (4号棟)	昭島市玉川町1-10	48.1	6	26,400
再開発	高層耐火	小松川アパート (2号棟)	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,200

●東京都告示第九百九十七号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により、告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

名称 位置 区画数

立川一番町五丁目アパ 立川市一番町五丁目 一〇二区画
1ト駐車場 八番地ほか

●東京都告示第九百九十八号

東京都営住宅条例 (平成九年東京都条例第七十七号) 第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

名称 位置 区画数

豊洲四丁目アパート駐 江東区豊洲四丁目五 五一区画
車場 番

●東京都告示第九百九十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

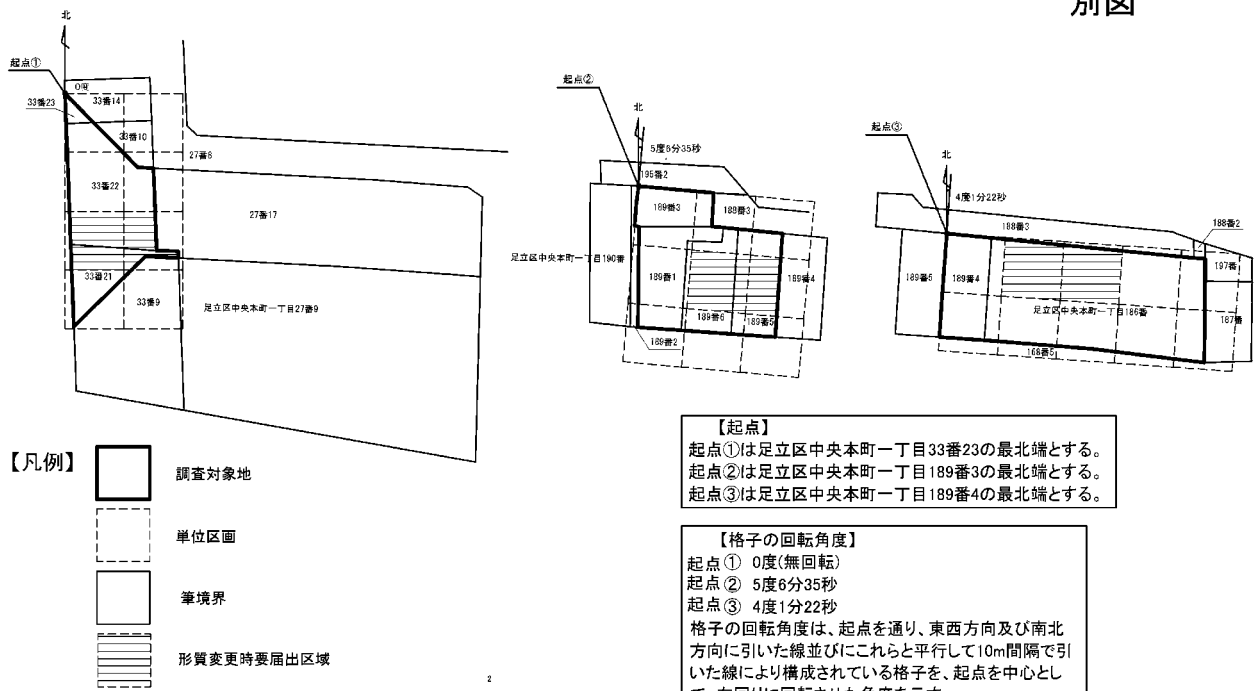
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区中央本町一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千四百八十五号及び令和元年東京都告示第百四十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

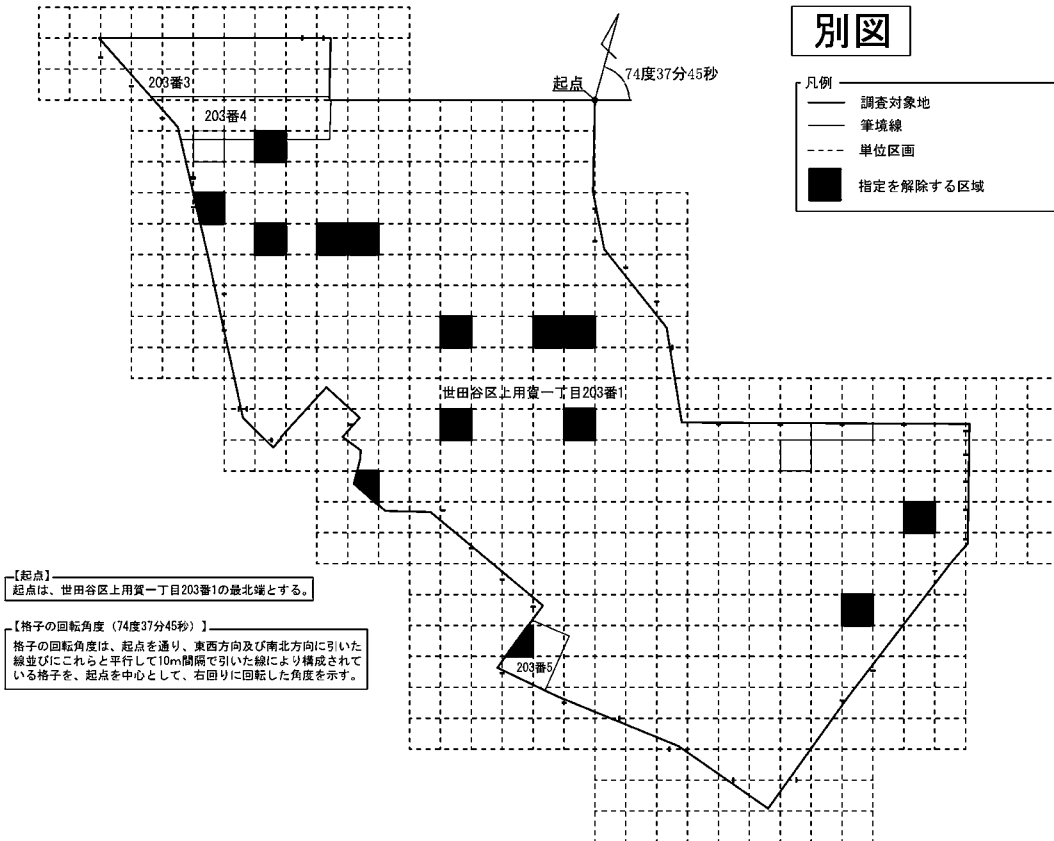
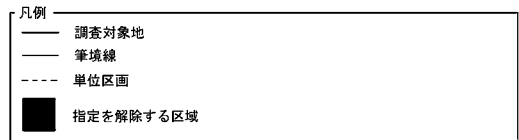
一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区上用賀一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、セレン及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】
起点は、世田谷区上用賀一丁目203番1の最北端とする。

【格子の回転角度（74度37分45秒）】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。

●東京都告示第千一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一條第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百四十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

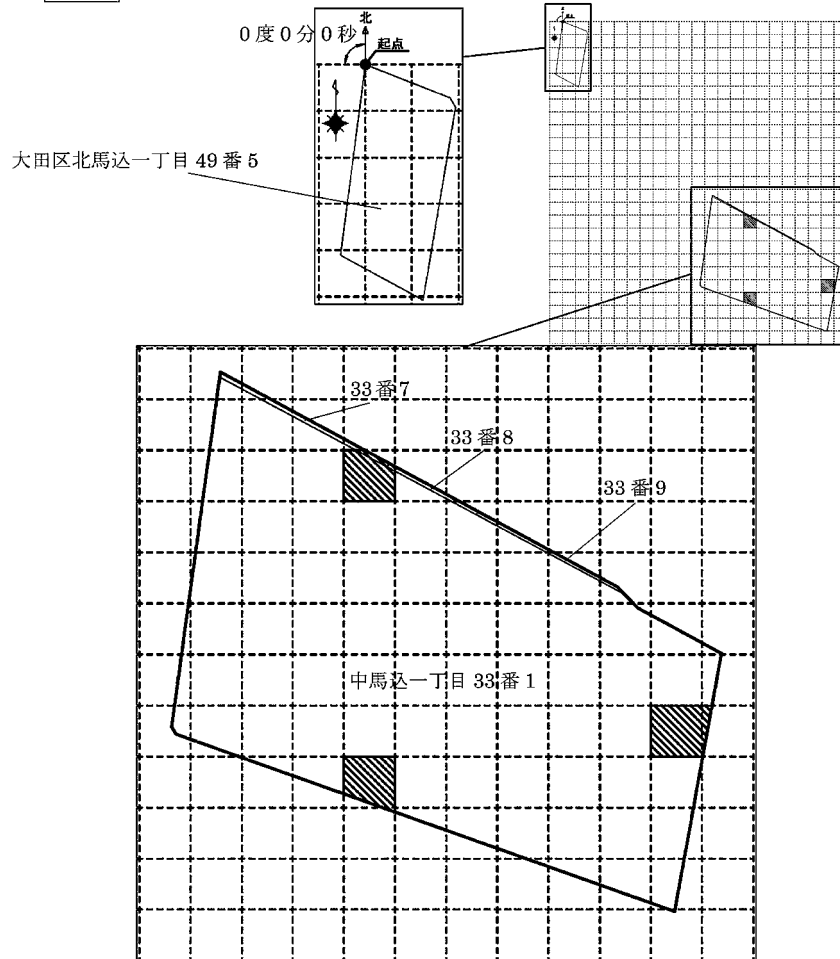
一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区中馬込一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<凡例>

- : 敷地境界線
- : 筆境界線
- : 単位区画
- ▨: 指定を解除する区域

<起点>

起点は、大田区北馬込一丁目 49番5の最北端の地点とする。

<格子の回転角度(0度0分0秒)>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二号
 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
 施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）第七条の規定
 に基づき、令和四年度における非常勤職員の第一種報酬の
 額を次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
福祉保健局	医療施設体制確保事務専門員	月額	194,400円
福祉保健局	東京感染症対策センター所長	日額	44,200円
福祉保健局	法人事務支援員	月額	194,400円

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。

●東京都告示第千三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により、救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院及び同申出が撤回された病院を次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 救急業務に関し協力する旨の申出に基づき認定した病院

名 称 所在地 認定期間

東京女子医科大学 足立区江北四丁目三 令和四年七月
 附属足立医療セン 十三番一号 一日から令和
 ター 六年十一月三
 十日まで

二 救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した病院

名 称 所在地 撤回年月日

東京女子医科大学 荒川区西尾久二丁目 令和四年六月
 東医療センター 一番十号 三十日

●東京都告示第千四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項、第四十七条及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業

者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ハッピーケア	ハッピーケア	板橋区本町40-10 本町津野田ビル101	令和4年2月28日
東京保健生活協同組合	ヘルパーステーションあさがお	台東区竜泉3-1-2	令和4年3月1日
株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケアヘルパーステーション上支田	練馬区旭町1-41-13 カーサすみれ101	同日
みやびサポート株式会社	みやびサポート 神楽坂	新宿区榎町71-1 キャピタルハイヴ神楽坂202	令和4年3月31日
特定非営利活動法人アーム	アームサポートセンター	品川区東大井4-8-10 大井仙台坂マンション201	同日
社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会	渋谷区社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	渋谷区西原1-40-10	同日
有限会社サマーウッド	有限会社サマーウッド	府中申幸町1-2-14 アクティブハウスヒロセ201	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 宮前 訪問介護	杉並区宮前1-19-14 井の頭8号館202	同日
株式会社クルヘッド	ウォームハート上井草	杉並区上井草3-17-24	同日
ひまわり医療介護サービス株式会社	ひまわり医療介護サービス株式会社	荒川区南千住5-11-3-101	同日
社会福祉法人あいのお福祉会	あいのお支援センター谷中	足立区谷中5-13-8	同日
一般社団法人けやきの木	ヘルパーステーション けやきの木	江戸川区一之江6-4-15	同日
有限会社あいサンデ	あいサンデケアステーション	昭島市中神町1157-17	同日
特定非営利活動法人湧和	湧和	町田市本町田2102 1	同日
特定非営利活動法人さざんか	居宅介護事業所さざんか	清瀬市上清戸2-12-33 出下マンション108	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ハッピーケア	ハッピーケア	板橋区本町40-10 本町津野田ビル101	令和4年2月28日
東京保健生活協同組合	ヘルパーステーションあさがお	台東区竜泉3-1-2	令和4年3月1日
株式会社ベスト・ケア	ベスト・ケアヘルパーステーション上支田	練馬区旭町1-41-13 カーサすみれ101	同日
みやびサポート株式会社	みやびサポート 神楽坂	新宿区榎町71-1 キャピタルハイヴ神楽坂202	令和4年3月31日
特定非営利活動法人アーム	アームサポートセンター	品川区東大井4-8-10 大井仙台坂マンション201	同日
社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会	渋谷区社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	渋谷区西原1-40-10	同日
有限会社サマーウッド	有限会社サマーウッド	府中申幸町1-2-14 アクティブハウスヒロセ201	同日

SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 富前 訪問介護	杉並区富前1-19-14 井の頭8号館202	同日
ひまわり医療介護サービス株式会社	ひまわり医療介護サービス株式会社	荒川区南千住5-11-3-101	同日
社会福祉法人あいの福祉社	あいの支援センター谷中	足立区谷中5 13 8	同日
有限会社あいサンテ	あいサンテケアステーション	昭島市中神町1157-17	同日
特定非営利活動法人さざんか	居宅介護事業所 さざんか	清瀬市上清戸2-12-33 出下マンション108	同日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
東京保健生活協同組合	ヘルパーステーションあさがお	台東区竜泉3-1-2	令和4年3月1日
みやびサポート株式会社	みやびサポート 神楽坂	新宿区横町71-1 キャピタルハイブ神楽坂202	令和4年3月31日
特定非営利活動法人アーム	アームサポートセンター	品川区東大井4 8 10 大井仙台坂マンション201	同日
社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会	渋谷区社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	渋谷区西原1-40-10	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 富前 訪問介護	杉並区富前1-19-14 井の頭8号館202	同日
特定医療法人社同潤恵会	特定医療法人社同潤恵会ひのきヘルパーステーション	足立区新田2-16-13	同日
特定非営利活動法人湧和	湧和	町田市本町田2102-1	同日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人足立福祉社	障害者パーソナルアシスタント足立	足立区西糀2-20-9 岡本店舗1階	令和4年3月1日
一般社団法人けやきの木	ヘルパーステーション けやきの木	江戸川区一之江6-4-15	令和4年3月31日
特定非営利活動法人さざんか	居宅介護事業所 さざんか	清瀬市上清戸2-12-33 出下マンション108	同日

サービスの種類 生活介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
町田市	町田市障がい福祉センターひかり療育園	町田市忠生3-6-2	令和4年3月31日

サービスの種類 短期入所

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
練馬区	練馬区立大泉つつじ荘	練馬区東大泉2-11-22	令和4年3月31日

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ゆたかカレッジ	ゆたかカレッジ早稲田キャンパス	新宿区西早稲田2-15-10	令和4年3月31日
品川区	品川区立心身障害者福祉会館	品川区旗の台5-2-2	同日
社会福祉法人江古田明和会	かもん	練馬区旭丘1-52-2	同日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
就労支援サービス株式会社	ディーキャリア 水道橋オフィス	千代田区神田 1編町2-15-10 華ビル3階	令和4年3月31日
株式会社ダイレクトケアDS	ZUTTO(ずっと)。!	新宿区西新宿7-7-28 第二山本ビル301	同日
株式会社EL-TRUST	EL-TRUST蒲田	大田区蒲田5-28-2 MCMビル4階	同日
社会福祉法人泉会	泉の家	世田谷区岡本2-33-23	同日
社会福祉法人ドリームグレイ	T.房グレイ	北区上十条2 1 12	同日
練馬区	練馬区立大泉福祉作業所	練馬区東大泉2-11-22	同日
特定非営利活動法人ミュー	就労支援センターMEW	武蔵野市中町1-19-2 欠鳥ビル201	同日
株式会社ハローワールド	ニューワークス 吉祥寺センター	武蔵野市御殿山1-6-11 K2ビル3階	同日
特定非営利活動法人ゴーヤんあしなが福祉会	ゴーヤんあしながくろぶ就労館	昭島市朝日町2-6-27	同日
社会福祉法人穂の星	就労移行支援 風	町田市西成瀬3-6-14	同日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社マジェルカ	マジェルカ	武蔵野市吉祥寺本町3-3-11 中田ビル	令和4年3月31日
社会福祉法人ニ鷹ひまわり会	ニ鷹ひまわり第一共同作業所	ニ鷹市下連雀4 8 20	同日

サービスの種類 就労継続支援(B型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人SofIA	就労継続支援B型事業所ソフア	墨田区緑1-14-4 両国TVビル4階	令和4年3月31日
練馬区	練馬区立大泉福祉作業所	練馬区東大泉2-11-22	同日
社会福祉法人清陽会	府中ひまわり園	府中市押立町1-17-13	同日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人クラブハウスこころのリカバリー	クラブハウスIPS	練馬区	令和4年2月25日
社会福祉法人台東つばき福祉会	みずじ寮	台東区二筋1-16-1	令和4年2月28日
特定非営利活動法人いたばし	トリームS	板橋区	令和4年3月31日
練馬区	練馬区立大泉つつじ荘	練馬区東大泉2-11-22	同日
社会福祉法人あだちの里	あだちの里東ホーム	足立区東和4-8-9	同日
社会福祉法人あだちの里	あだちの里西ホーム	足立区栗原4-4-11	同日
社会福祉法人チャレンジャー支援機構	みぎわホーム	小金井市本町4-20-26	同日
特定非営利活動法人東村山手をつなぐ親の会	佐藤寮	東村山市諏訪町1-14-33	同日

2 指定障害者支援施設

辞退

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
社会福祉法人東京養育苑	金町学園	葛飾区水元3-13-8	施設入所支援 生活介護	令和4年1月31日
社会福祉法人東京アフターケア協会	清瀬作業所	清瀬市松山2-18-2	施設入所支援 生活介護	令和4年3月31日

3 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人トータルサポートたいとう	特定非営利活動法人トータルサポートたいとう	台東区浅草5-15-2	地域移行支援 地域定着支援	令和4年3月31日

●東京都告示第十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ユーモア	株式会社ユーモア	板橋区中台1-44-4	令和3年10月31日
特定非営利活動法人コクア	ヘルパーステーションHOPE	世田谷区上馬2-38-3 早川ビル201	令和4年3月17日
一般社団法人絆・ハートアップ	一般社団法人絆・ハートアップ	杉並区上荻1-24-19 アルカサル202	令和4年3月31日
特定非営利活動法人日野たすけあいワーカーズBeすけっと	特定非営利活動法人日野たすけあいワーカーズBeすけっと	日野市上田151 サニーハイムB201	同日
有限会社ベルデ	有限会社ベルデ 杉並ヘルパーセンター	杉並区大沼3-14-2 プレジデント荻窪110	令和4年4月1日
企業組合労働センター事業団	練馬地域福祉事業所ワーカーズコープあい	練馬区三原台2-18-2 グリーンビル1階	同日
一般社団法人葛飾区医師会	ヘルパーステーション葛飾区医師会	葛飾区立石6-8-14 パークアベニュー201	同日
株式会社デিজィータサービス	デিজィータサービス	墨田区東向島2-39-8 十河ビル201	令和4年4月30日
株式会社畑中ケアサービス	株式会社畑中ケアサービス中野	中野区中野5-32-6 城西ビル203	同日

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ユーモア	株式会社ユーモア	板橋区中台1-44-4	令和3年10月31日
一般社団法人絆・ハートアップ	一般社団法人絆・ハートアップ	杉並区上荻1-24-19 アルカサル202	令和4年3月31日
特定非営利活動法人日野たすけあいワーカーズBeすけっと	特定非営利活動法人日野たすけあいワーカーズBeすけっと	日野市上田151 サニーハイムB201	同日
有限会社ベルデ	有限会社ベルデ 杉並ヘルパーセンター	杉並区大沼3-14-2 プレジデント荻窪110	令和4年4月1日
企業組合労働センター事業団	練馬地域福祉事業所ワーカーズコープあい	練馬区三原台2-18-2 グリーンビル1階	同日
一般社団法人葛飾区医師会	ヘルパーステーション葛飾区医師会	葛飾区立石6-8-14 パークアベニュー201	同日
株式会社デিজィータサービス	デিজィータサービス	墨田区東向島2-39-8 十河ビル201	令和4年4月30日

サービスの種類 同行援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ユーアンドアイ	ゆーあいスマイル	江戸川区中葛西2-10-15 2階	令和2年2月1日
株式会社ユーモア	株式会社ユーモア	板橋区中台1 44 4	令和3年10月31日
特定非営利活動法人コア	ヘルパーステーションHOPE	世田谷区上馬2-38-3 早川ビル201	令和4年3月17日

サービスの種類 行動援護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人コア	ヘルパーステーションHOPE	世田谷区上馬2 38 3 早川ビル201	令和4年3月17日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人人泉進出学園	旭出願布織社作業所	調布市小島町3-26-1	令和4年3月31日

サービスの種類 就労継続支援(A型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人すかい	作業所スカイ	荒川区西口糀里5-2-20 サンリバー西口糀里102	令和4年3月31日

サービスの種類 就労継続支援(B型)

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートウノの会	ワークステーションウノ(手づくり上履めえ)	西東京市富士町4-14-12 ルミエール東伏見203	令和4年4月30日

サービスの種類 共同生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人三沢福祉会	スモールステップ	日野市三沢3-41-6	令和3年4月25日
社会福祉法人中野あいびく会	あいびく上高田の家	中野区上高田1 27 16	令和4年3月31日
社会福祉法人中野あいびく会	あいびく丸山の家	中野区丸山1-4-5	同 日
特定非営利活動法人ゆずりはの会・府中つばめの里	府中つばめの里	府中市日新町5-16-7	同 日

2 指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人あしなみ	足立区精神障がい者自立支援センター	足立区竹の塚6-18-4	地域移行支援	令和4年3月31日

●東京都告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、令和四年五月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条及び第五十一条の三十第一項並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

Table with 4 columns: 申請者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 主たる対象者. Lists various service providers and their locations.

サービスの種類 重度訪問介護

Table with 4 columns: 申請者の名称, 事業所の名称, 事業所の所在地, 主たる対象者. Lists service providers for severe home visits.

合同会社ひろ	訪問介護 広	足立区前花畑2-49-8 マノドボスール105		
株式会社・サキ	きら・介護ステーションズ	足立区保原9-28 トリニティー保原101		
株式会社エフ・ティ・介護サービス	エフ・ティ・介護サービス	葛飾区東金町1-36-1-110		
株式会社Next Stage	土屋訪問介護事業所 江戸川センター	江戸川区東小松川1-10-31 矢作社101		
ナッシング・ケア株式会社	訪問介護ステーション 立川高松	立川市高松町3-9-1		
合同会社アルパソール	訪問介護りあん	調布市国領町1-9-3 小谷田ビル301		
ユースタイルラボトリ株式会社	土屋訪問介護事業所 神奈川	町田市厚田4-18-8 武川ビル201		
eahare合同会社	ヘルパーまちだ	町田市忠生1-23-6 ラフィナート忠生201		
合同会社ぐー	Gifted Life	東村山市野口町4-10-11 閑野アパート2-102	身体障害者	難病等対象者
社会福祉法人クワノ	ヘルパーステーションクワノ	西東京市住吉町3-12-19	身体障害者	知的障害者 精神障害者
特定非営利活動法人MCL	特定非営利活動法人MCL	原久留米市金山町1-2-3 第二森屋マンション101		

サービスの種類 同行援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
合同会社よみ	こよみケアきぬた	世田谷区祖師谷4-24-16 渡辺ビル201	

サービスの種類 行動援護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいまたかたすけあいワーカーズこもれび	こもれび訪問介護事業所	三鷹市上連雀9-1-21	
社会福祉法人クワノ	ヘルパーステーションクワノ	西東京市住吉町3-12-19	知的障害者 精神障害者 障害児

サービスの種類 生活介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	国分寺ふじもと地域福祉事業所 生活介護あつが	国分寺市富士本3-1-15	知的障害者

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ファーストシーンセブアディズ	ショートステイ ファーストシーン都くろぶ 浅草橋プレイア	台東区浅草橋1-22-3 FIVE-1 3階	障害児

サービスの種類 自立訓練(生活訓練)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
特定非営利活動法人めぐみの	就労支援施設すずかぜ・新宿	葛飾区新田2-15-10	精神障害者
株式会社クエスト	ディーエンカレッジ国立キャンパス	国立市東1-15-8 吉野ビル2階	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社Kaizen	就労移行支援事業所Kaizen立川	立川市栄崎町3-10-5 大塚ビル2階	精神障害者
社会福祉法人ときわ会	あきやけ算平橋食堂	小平市上水南町2-23-21-5	精神障害者
株式会社クエスト	ディーキャリアワーク国立オフィス	国立市東1 15 8 吉野ビル2階	知的障害者 精神障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社エ	羽工房	町田市忠生3-14-16	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人ときわ会	あきやけ算平橋食堂	小平市上水南町2-23-21-5	精神障害者
社会福祉法人クワノ	ワークステーションクワノ(手づくり工房めい)	西東京市富士町4-14-12 ルミエール東伏見203	知的障害者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社Pleasant life	就労定着支援事業所ハンドシェイク	町田市原町3-8-12 巖倉ビル3階	身体障害者(内臓障害) 精神障害者

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人Conatus	Conatus Suginami	杉塚区西萩北2 1 10 華のビル 2階	

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
社会福祉法人東葛都手をつなぐ育成会	運携型江原	江東区永代2-18-6
トノイ合同会社	トノイホーム南田	大田区
株式会社ポジネット	あみす野方	中野区野方4-40-16
特定非営利活動法人デンキふじグループ	グループホーム デンキ成田東	杉塚区成田東4-15-12
特定非営利活動法人てんぐま	てんぐま	杉塚区函山3-21-19
ARUMA-TAM株式会社	グループホーム おとひな	北区中十条3-25-5
株式会社アスティー	星のぼた	府中市
有限会社ソフトライン	障害者グループホーム ハーモニー	葛飾市上野原2-23-6
株式会社シムバ	グループホーム ゼウ	小平市小川町1-365-22
一般社団法人つなぎ	グループホームすみれ	小平市小川町1-1028 ウィナーズ303
社会福祉法人クワノ	アトホームクワノ	西東京市栄町1-10-5
一般社団法人みらいと	グループホームここちゆたか	西東京市
一般社団法人社会福祉サービス	クラフティハイム	多摩市永山1-15-38

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	主たる対象者
特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会	江相連相談支援センター	江戸川区東葛西8-6-5-401	地域移行支援 地域定着支援	

●東京都告示第七号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を受けた養成施設について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

名称	変更	名称	変更	名称	変更
東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻	東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻	東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻

東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻	東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻	東京家政大学栄養学部栄養学科・管理栄養学	専攻
----------------------	----	----------------------	----	----------------------	----

●東京都告示第八号

令和三年東京都告示第八百九十六号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、令和四年六月三十日限り廃止する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百三十二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり

定め、令和四年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によることが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

車道別	車道	車道番号	車道種別	車道幅員	敷設		左側	夜間	右側
					A	B			
歩道	歩道	1	車道舗装	20型	トル一方メ	1、四九〇	1、四九〇	500	
歩道	歩道	2	車道舗装	25型	トル一方メ	1、九七〇	1、九七〇	560	
歩道	歩道	3	車道舗装	40型	トル一方メ	3、六二〇	3、七〇〇	830	
歩道	歩道	4	車道舗装	45型	トル一方メ	四、九一〇	四、九〇〇	一、一五〇	
歩道	歩道	5	車道舗装	60型	トル一方メ	六、〇八〇	四、五〇〇	一、四〇〇	
歩道	歩道	6	車道舗装	70型	トル一方メ	八、二八〇	四、七〇〇	一、二〇〇	
歩道	歩道	7	車道舗装	85型	トル一方メ	九、五八〇	七、五〇〇	一、四〇〇	
歩道	歩道	8	車道舗装	90型	トル一方メ	一〇、九〇〇	六、一八〇	一、六八〇	
歩道	歩道	9	車道舗装	100型	トル一方メ	一二、二〇〇	七、四〇〇	一、八五〇	
歩道	歩道	10	車道舗装	110型	トル一方メ	一四、五〇〇	八、七〇〇	二、〇六〇	
歩道	歩道	11	車道舗装	120型	トル一方メ	一六、八〇〇	一〇、〇〇〇	二、二五〇	
歩道	歩道	12	車道舗装	130型	トル一方メ	一九、一〇〇	一二、三〇〇	二、四四〇	
歩道	歩道	13	車道舗装	140型	トル一方メ	二一、四〇〇	一四、六〇〇	二、六三〇	
歩道	歩道	14	車道舗装	150型	トル一方メ	二三、七〇〇	一六、九〇〇	二、八二〇	
歩道	歩道	15	車道舗装	160型	トル一方メ	二六、〇〇〇	一九、二〇〇	三、〇一〇	
歩道	歩道	16	車道舗装	170型	トル一方メ	二八、三〇〇	二一、五〇〇	三、二〇〇	
歩道	歩道	17	車道舗装	180型	トル一方メ	三〇、六〇〇	二三、八〇〇	三、三九〇	
歩道	歩道	18	車道舗装	190型	トル一方メ	三二、九〇〇	二六、一〇〇	三、五八〇	
歩道	歩道	19	車道舗装	200型	トル一方メ	三五、二〇〇	二八、四〇〇	三、七七〇	
歩道	歩道	20	車道舗装	210型	トル一方メ	三七、五〇〇	三十、七〇〇	三、九六〇	
歩道	歩道	21	車道舗装	220型	トル一方メ	三九、八〇〇	三三、〇〇〇	四、一五〇	
歩道	歩道	22	車道舗装	230型	トル一方メ	四二、一〇〇	三五、三〇〇	四、三四〇	
歩道	歩道	23	車道舗装	240型	トル一方メ	四四、四〇〇	三七、六〇〇	四、五三〇	
歩道	歩道	24	車道舗装	250型	トル一方メ	四六、七〇〇	四十、九〇〇	四、七二〇	
歩道	歩道	25	車道舗装	260型	トル一方メ	四九、〇〇〇	四四、二〇〇	四、九一〇	
歩道	歩道	26	車道舗装	270型	トル一方メ	五一、三〇〇	四七、五〇〇	五、一〇〇	
歩道	歩道	27	車道舗装	280型	トル一方メ	五三、六〇〇	五十、八〇〇	五、二九〇	
歩道	歩道	28	車道舗装	290型	トル一方メ	五五、九〇〇	五四、一〇〇	五、四八〇	
歩道	歩道	29	車道舗装	300型	トル一方メ	五八、二〇〇	五七、四〇〇	五、六七〇	
歩道	歩道	30	車道舗装	310型	トル一方メ	六〇、五〇〇	六〇、七〇〇	五、八六〇	
歩道	歩道	31	車道舗装	320型	トル一方メ	六二、八〇〇	六三、九〇〇	六、〇五〇	
歩道	歩道	32	車道舗装	330型	トル一方メ	六五、一〇〇	六六、一〇〇	六、二四〇	
歩道	歩道	33	車道舗装	340型	トル一方メ	六七、四〇〇	六八、三〇〇	六、四三〇	
歩道	歩道	34	車道舗装	350型	トル一方メ	六九、七〇〇	七〇、五〇〇	六、六二〇	
歩道	歩道	35	車道舗装	360型	トル一方メ	七十二、〇〇〇	七二、七〇〇	六、八一〇	
歩道	歩道	36	車道舗装	370型	トル一方メ	七四、三〇〇	七四、九〇〇	六、〇〇〇	
歩道	歩道	37	車道舗装	380型	トル一方メ	七六、六〇〇	七六、五〇〇	六、一九〇	
歩道	歩道	38	車道舗装	390型	トル一方メ	七八、九〇〇	七八、〇〇〇	七、〇八〇	
歩道	歩道	39	車道舗装	400型	トル一方メ	八十二、〇〇〇	八二、〇〇〇	七、二七〇	
歩道	歩道	40	車道舗装	410型	トル一方メ	八四、三〇〇	八四、〇〇〇	七、四六〇	
歩道	歩道	41	車道舗装	420型	トル一方メ	八六、六〇〇	八六、三〇〇	七、六五〇	
歩道	歩道	42	車道舗装	430型	トル一方メ	八八、九〇〇	八八、〇〇〇	七、八四〇	
歩道	歩道	43	車道舗装	440型	トル一方メ	九一、二〇〇	九〇、〇〇〇	八、〇三〇	
歩道	歩道	44	車道舗装	450型	トル一方メ	九三、五〇〇	九三、〇〇〇	八、二二〇	
歩道	歩道	45	車道舗装	460型	トル一方メ	九五、八〇〇	九五、〇〇〇	八、四一〇	
歩道	歩道	46	車道舗装	470型	トル一方メ	九八、一〇〇	九七、〇〇〇	八、六〇〇	
歩道	歩道	47	車道舗装	480型	トル一方メ	一〇〇、四〇〇	一〇〇、〇〇〇	八、七九〇	
歩道	歩道	48	車道舗装	490型	トル一方メ	一〇二、七〇〇	一〇二、三〇〇	八、九八〇	
歩道	歩道	49	車道舗装	500型	トル一方メ	一〇五、〇〇〇	一〇四、六〇〇	九、一七〇	
歩道	歩道	50	車道舗装	510型	トル一方メ	一〇七、三〇〇	一〇七、〇〇〇	九、三六〇	

車道	車道	26	歩道	歩道	歩道舗装	160型	トル一方メ	二、一〇〇	二、一〇〇	一五〇
車道	車道	27	歩道	歩道	歩道舗装	170型	トル一方メ	二、二〇〇	二、二〇〇	一六〇
車道	車道	28	歩道	歩道	歩道舗装	180型	トル一方メ	二、三〇〇	二、三〇〇	一七〇
車道	車道	29	歩道	歩道	歩道舗装	190型	トル一方メ	二、四〇〇	二、四〇〇	一八〇
車道	車道	30	歩道	歩道	歩道舗装	200型	トル一方メ	二、五〇〇	二、五〇〇	一九〇
車道	車道	31	歩道	歩道	歩道舗装	210型	トル一方メ	二、六〇〇	二、六〇〇	二〇〇
車道	車道	32	歩道	歩道	歩道舗装	220型	トル一方メ	二、七〇〇	二、七〇〇	二一〇
車道	車道	33	歩道	歩道	歩道舗装	230型	トル一方メ	二、八〇〇	二、八〇〇	二二〇
車道	車道	34	歩道	歩道	歩道舗装	240型	トル一方メ	二、九〇〇	二、九〇〇	二三〇
車道	車道	35	歩道	歩道	歩道舗装	250型	トル一方メ	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二四〇
車道	車道	36	歩道	歩道	歩道舗装	260型	トル一方メ	三、一〇〇	三、一〇〇	二五〇
車道	車道	37	歩道	歩道	歩道舗装	270型	トル一方メ	三、二〇〇	三、二〇〇	二六〇
車道	車道	38	歩道	歩道	歩道舗装	280型	トル一方メ	三、三〇〇	三、三〇〇	二七〇
車道	車道	39	歩道	歩道	歩道舗装	290型	トル一方メ	三、四〇〇	三、四〇〇	二八〇
車道	車道	40	歩道	歩道	歩道舗装	300型	トル一方メ	三、五〇〇	三、五〇〇	二九〇
車道	車道	41	歩道	歩道	歩道舗装	310型	トル一方メ	三、六〇〇	三、六〇〇	三〇〇
車道	車道	42	歩道	歩道	歩道舗装	320型	トル一方メ	三、七〇〇	三、七〇〇	三一〇
車道	車道	43	歩道	歩道	歩道舗装	330型	トル一方メ	三、八〇〇	三、八〇〇	三二〇
車道	車道	44	歩道	歩道	歩道舗装	340型	トル一方メ	三、九〇〇	三、九〇〇	三三〇
車道	車道	45	歩道	歩道	歩道舗装	350型	トル一方メ	四、〇〇〇	四、〇〇〇	三四〇
車道	車道	46	歩道	歩道	歩道舗装	360型	トル一方メ	四、一〇〇	四、一〇〇	三五〇
車道	車道	47	歩道	歩道	歩道舗装	370型	トル一方メ	四、二〇〇	四、二〇〇	三六〇
車道	車道	48	歩道	歩道	歩道舗装	380型	トル一方メ	四、三〇〇	四、三〇〇	三七〇
車道	車道	49	歩道	歩道	歩道舗装	390型	トル一方メ	四、四〇〇	四、四〇〇	三八〇
車道	車道	50	歩道	歩道	歩道舗装	400型	トル一方メ	四、五〇〇	四、五〇〇	三九〇

右側 昼間車道
左側 夜間車道

その他	51	中央街緑石	一メートルにつき	二、八六〇
その他	52	区画線	一メートルにつき	四、〇六〇
				二、一三〇
				一、七四〇

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯緑石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯緑石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるもの

とする。

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第十号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

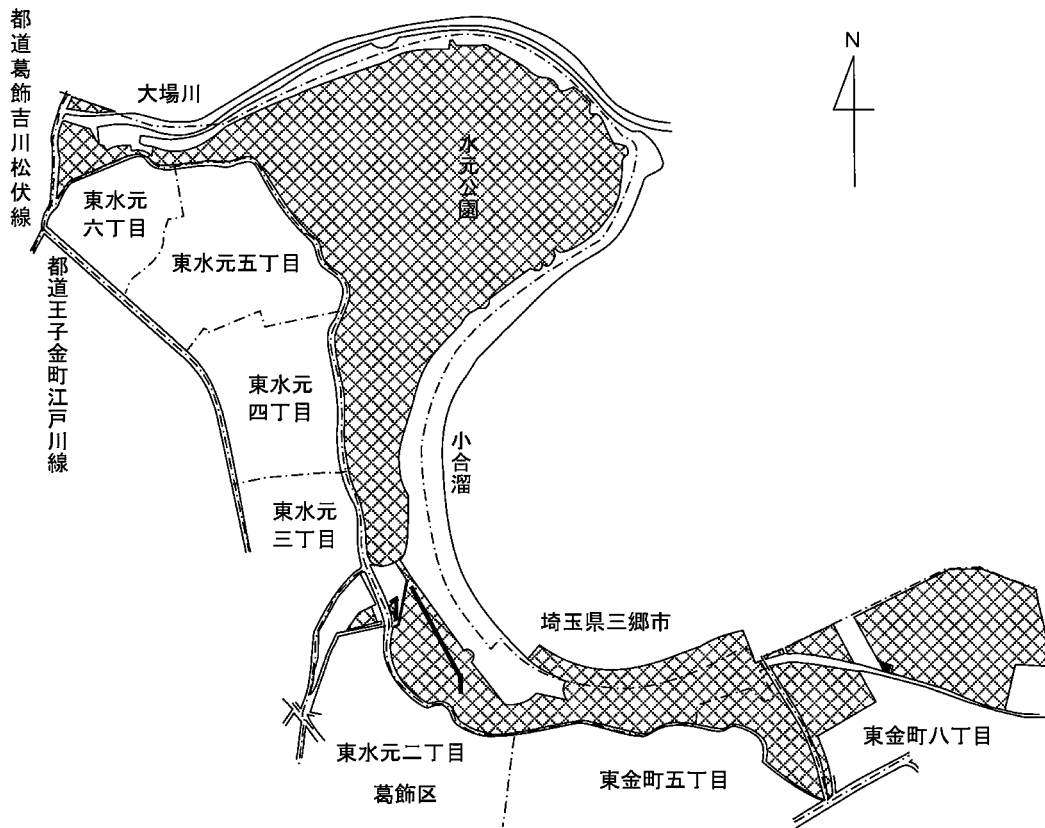
公園名 変更内容 変更年月日

東京都立水元公園 別図のとおり 令和四年七月一日

別図

東京都立水元公園 区域変更略図

変更箇所	葛飾区東金町八丁目及び水元公園
変更前の区域	面積 九六三、六三〇・八一 平方メートル
追加区域	面積 三、一八三・四二 平方メートル
変更後の面積	九六六、八一四・二三 平方メートル



●東京都告示第十十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	規模	所在地	期間
栈橋	晴海ふ頭栈橋	七六九・六八メートルのう	中央区晴海五丁目	令和四年七月一日から令和五年七月三十一日まで
		ち三三二・〇メートル	四番地先	

規則(人)

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十七号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則(平成十四年東京都人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」を「一般

財団法人地方債協会」に、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人

人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員
人東京学校支援機構

会に、「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセン
」に、公益財団法人東京都保健医療公社

「を「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセン
」に、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究セン

ター」を「地方独立行政法人東京都立産業技術研究セン
地方独立行政法人東京都立病院機構

に、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」を

「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」に改める。
独立行政法人国際協力機構

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行し、この規則

(別表第一中 「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」を「一般

財団法人地方債協会」に、「公益財団法人東京オリンピッ
ク・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法

人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員
人東京学校支援機構

会に改める改正規定に限る。)による改正後の公益的
法

人等への東京都職員の派遣等に関する規則の規定は、同年
四月一日から適用する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和四年六月三十日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十八号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を
改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京
都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、
第四号を第三号とする。

別表第一中 「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」を「一般

財団法人地方債協会」に、「公益財団法人東京オリンピッ
ク・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法

人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員
人東京学校支援機構

会に、「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセン
」に、「公益財団法人東京都保健医療公社

「を「公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセン
」に、「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」

「特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構」に改める。
独立行政法人国際協力機構

人等への東京都職員の派遣等に関する規則の規定は、同年
四月一日から適用する。

附則

この規則は、令和四年七月一日から施行し、この規則
(別表第一中 「一般財団法人地方債協会
一般財団法人東京学校支援機構」を「一般

財団法人地方債協会」に、「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員人東京学校支援機構」に改める改正規定に限る。）による改正後の東京都職員員の退職管理に関する規則の規定は、同年四月一日から適用する。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年六月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人サービスグラント
- 二 代表者の氏名
嵯峨 生馬
- 三 主たる事務所の所在地
渋谷区渋谷一丁目二番十号
- 四 更新された認定の有効期間

令和三年十一月一日から令和八年十月三十一日まで

- 一 名称
特定非営利活動法人キャンサーネットジャパン
- 二 代表者の氏名
吉武 哲
- 三 主たる事務所の所在地
文京区湯島一丁目十番二号 御茶ノ水K&Kビル二階
- 四 更新された認定の有効期間
令和三年八月二十二日から令和八年八月二十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人消費者機構日本

二 代表者の氏名

菅波 睦子、佐々木 幸孝

三 主たる事務所の所在地

千代田区六番町十五番地

四 更新された認定の有効期間

令和三年十一月二日から令和八年十一月一日まで

一 名称

特定非営利活動法人シヤプラインール市民による海外協力

力の会

二 代表者の氏名

坂口 和隆

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田二丁目三番一号

四 更新された認定の有効期間

令和三年十二月二十一日から令和八年十二月二十日まで

雑 報

●東京都職員共済組合告示第五号

昭和三十八年東京都職員共済組合告示第一号(東京都職員共済組合の所属所、所属所長及び委任事務等の決定)の一部を次のように改正する。

令和四年六月三十日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

別表第二中

地方独立行政法人東京
都健康長寿医療センタ
| 理事長
地方独立行政法人東京
都健康長寿医療センタ
| 理事長

地方独立行政法人東京
都健康長寿医療センタ
| 理事長
地方独立行政法人東京
都健康長寿医療センタ
| 理事長

地方独立行政法人東京
都立病院機構
地方独立行政法人東京
都立病院機構理事長

改める。

附 則

この告示は、令和四年七月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
郵便番号 163-8001

定 価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

